

令和4年度宮古島市職員採用候補者試験について

- 受付期間 令和4年7月6日(水)～7月14日(木)
- 第一次試験 令和4年9月18日(日)
- 試験会場 ※7月1日より配布の試験案内をご確認ください。

1. 職種、採用予定人数及び従事する業務

職 種	採用予定人数	従事する業務
1. 行政職Ⅰ 上級	若干名	市長部局、教育委員会、水道事業及び各行政委員会において、それぞれの行政事務に従事します。
2. 行政職Ⅰ 初級	若干名	市長部局、教育委員会、水道事業及び各行政委員会において、それぞれの行政事務に従事します。
3. 行政職Ⅱ (身体障害者対象)	若干名	市長部局、教育委員会、水道事業及び各行政委員会において、それぞれの行政事務に従事します。
4. 社会福祉士職	若干名	市長部局、教育委員会において、行政事務及び専門的業務に従事します。
5. 保健師職	若干名	市長部局、教育委員会において、行政事務及び専門的業務に従事します。
6. 心理師職	若干名	市長部局、教育委員会において、行政事務及び専門的業務に従事します。
7. 保育士・幼稚園教諭職	若干名	市長部局及び教育委員会において、主に専門的業務に従事します。
8. 消防職	若干名	消防本部及び消防署において、消防業務・救急業務に従事します。

2. 受験資格

(1) 試験区分・受験資格

(各試験区分ごとの受験資格について全ての項目に該当すること)

試験区分	受験資格
1. 行政職Ⅰ 上級	① 昭和62年4月2日以後に出生した者 ② 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は令和5年3月末日までに卒業見込みの者、もしくはこれと同等以上の学力があると認められる者(※1)
2. 行政職Ⅰ 初級	① 平成7年4月2日以後に出生した者 ※行政職Ⅰ上級の受験資格を有する者【(学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者又は令和5年3月末日までに卒業見込みの者、もしくはこれと同等以上の学力があると認められる者)(※1)および、4年制大学の3学年以上に在学する者】は受験できません
3. 行政職Ⅱ (身体障害者対象)	① 昭和62年4月2日以後に出生した者 ② 学校教育法に基づく高等学校又は特別支援学校高等部を卒業した者 ③ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者 ④ 介護者なしに通勤及び職務遂行が可能な者
4. 社会福祉士職	① 昭和62年4月2日以後に出生した者 ② 社会福祉士資格を有する者 ※取得見込み不可
5. 保健師職	① 昭和62年4月2日以降に出生した者 ② 保健師の免許を有する者 ※取得見込み不可
6. 心理師職	① 昭和62年4月2日以後に出生した者 ② 公認心理師資格を有する者 ※取得見込み不可
7. 保育士・幼稚園教諭職	① 昭和62年4月2日以後に出生した者 ② 保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方の資格を有する者、又は令和5年3月末日までに取得見込みの者
8. 消防職	① 平成5年4月2日以降に出生した者 ② 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者 ③ 普通自動車運転免許取得者(AT限定免許取得者は除く) ※取得見込み不可 ④ 大型自動車免許取得者又は、採用後取得可能な者 ⑤ 視力(矯正視力を含む。)が両眼で0.7以上、一眼がそれぞれ0.3以上、赤色・青色・黄色の色彩の識別が可能で身体が職務遂行に支障のない者

※1 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者、又は大学院への入学資格のある者で外国において4年制大学を卒業した者などになります。

(2) 欠格事項について

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 宮古島市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法及び内容

詳しい試験の内容等については、7月1日より配布する試験案内をご確認ください。

【問い合わせ先】

〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地
宮古島市役所総務部総務課人事研修係
TEL 0980-72-3751 (代表)